

本人通知制度の登録を希望される方へ

本人通知制度の利用は希望者に限定されるため、事前に登録が必要です。
登録を希望される方は「日野町本人通知制度事前登録申込書」を提出して下さい。
※受付時に窓口に来られた方の本人確認がありますので、運転免許証等を必ずご持参下さい。

*受付場所・受付日時

【受付場所】

- ・日野町役場 住民課及び黒坂支所

【受付日時】

- ・月曜日～金曜日(町の休日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

*必要なもの

【登録者本人が申込み時】

- 登録者本人の「本人確認資料」

《1点提示で良いもの》

- ・運転免許証、住基カード、パスポート等顔写真入りのもの

《2点提示が必要なもの》

- ・保険証、年金手帳、学生証等

【代理人が申込み時】

- (1)未成年者の法定代理人(親権者)

- 代理人の「本人確認書類」

- 登録者の戸籍謄本(親権者が確認できるもの)

※登録者の本籍地が日野町の場合は不要

- (2)成年被後見人の法定代理人(成年後見人)

- 代理人の「本人確認書類」

- 後見人であることが確認できる書類

※登記事項証明(発行後3ヶ月以内)又は審判書(審判決定後3ヶ月以内)の写しなど

- (3)その他の代理人(登録者本人が申込みできない場合に限る)

- 代理人の「本人確認書類」

- 委任状(登録者本人が自書したもの)

※家族の方が代わって申込まれる場合も委任状が必要です。

※登録が完了し、本人通知制度が適用されるのは、登録日の翌日からになります。
※他の市町村に住民登録している方や疾病等により直接窓口で手続きすることが困難な方等、やむを得ない事情がある場合は「郵送による申込み」も可能ですのでご相談ください。

本人通知制度の概要

【本人通知制度とは】

この制度は、戸籍謄抄本又は住民票の写しなどの証明書を本人の代理人やそれ以外の第三者に交付した場合に、事前に登録した人に対して、証明書を交付した事実を郵送により通知する制度です。(※証明書の交付を制限するものではありません。)

この制度を実施することにより、不正請求の防止や不正取得による個人の権利侵害の防止の効果が期待できます。

【本人通知制度を利用するには】

あらかじめ本人通知制度の登録(事前登録)が必要です。「日野町本人通知制度事前登録申込書」に記入し、役場住民課又は黒坂支所へ提出してください。

登録日の翌日以降に交付した証明書が、通知の対象となります。

なお、他の市町村に住民登録している方や疾病等により直接窓口で手続きすることが困難な方等、やむを得ない事情がある場合には「郵送による申込み」も受け付けます。

【登録の対象者】

①日野町に住民登録がある方(過去にあった方)

②日野町に本籍がある方(過去にあった方)

※制度を利用できるのは、登録された方に限ります。同一の戸籍・住民登録等に記載のある方でも、登録されなければ対象とはなりません。

【登録の期間】

登録期間は、登録日の翌日から起算して2年を経過した日の属する年の12月31日までです。登録期間終了日の2ヶ月前から更新の申込みができます。

【本人通知の対象となる証明書】

①住民票の写し(本籍及び筆頭者の記載のあるもの)

②住民票の記載事項証明(本籍及び筆頭者の記載あるもの)

③戸籍の附票の写し

④戸籍謄本又は抄本(戸籍の全部事項証明又は個人事項証明)

⑤戸籍の記載事項証明書(戸籍の一部事項証明書)

※消除された住民票・戸籍の附票、除かれた戸籍も含まれます。

【本人通知に記載される事項】

本人の代理人やそれ以外の第三者に証明書を交付した場合の通知内容は、

①交付年月日 ②交付した証明書の種類 ③交付通数 ④請求者の種別 の4項目です。

※交付請求者の氏名、住所等は通知されません。

※「同一世帯の方からの住民票請求」、「同一戸籍に記載のある方、配偶者、直系尊卑属からの請求」、「国、地方公共団体からの請求」、「法で定める裁判手続き等の請求」は通知の対象とはなりません。